

## 瀬戸内市産業振興拠点施設管理運営業務に係る公募型プロポーザル実施要領

### 1. 業務概要

#### (1) 業務名

瀬戸内市産業振興拠点施設管理運営業務

#### (2) 業務の目的

第2期瀬戸内市太陽のまち創生総合戦略の基本目標に掲げる「地元ではたらくことができるまち」の実現に向けて、産業分野に関連する施設を集約し、事業者・就労者の一体的な支援に取り組むとともに、行政・支援機関・事業者・市民等が日常的に交流し、新たな価値創造の機会を生み出す拠点施設の整備を進めており、令和8年11月に完成を予定している。

本業務では、拠点施設の有する機能を効果的に発揮し、地域産業の持続的発展を実現できるよう、柔軟な発想と豊かな経験を有する者から広く企画提案を募集し、拠点施設の管理運営業務の受託者を選定するものである。

#### (3) 業務内容

別紙「瀬戸内市産業振興拠点施設管理運営業務特記仕様書」のとおり

#### (4) 業務期間

契約締結の日から令和10年3月31日（金）まで

### 2. 予算

76,953,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を限度とする。

ただし、各年度の予算額は次のとおり。

令和8年度 支払上限額 27,603,000円

令和9年度 支払上限額 49,350,000円

なお、参考見積書の金額が、予算額を超過した場合は失格とする。

### 3. 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 4. 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、次に掲げる事項の全てを満たす者とする。

- (1) 市に、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していること。ただし、令和7年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者で提案者になろうとする者は、入札参加資格を有することを明らかにする書類を提出すれば、参加資格を有するとみなすことができる。

- (2) プロポーザルの公示日現在から候補者特定の日までの間に瀬戸内市の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (4) 入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に掲げる暴力団又はその構成員のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行うものでないこと。

## 5. 受注候補者特定方法

参加資格があると認められる者から企画提案書等を受け付け、その企画提案を瀬戸内市産業振興拠点施設管理運営業務プロポーザル審査委員会において審査し、受注候補者（以下「候補者」という。）を特定する。

審査にあたっては、当該業者のプレゼンテーション及びヒアリング等を実施するものとし、審査方法及び審査基準は以下 9 のとおりとする。

## 6. 質疑・回答

- (1) 提出方法 別添の質問書・回答書（様式 5）により、Eメールにて提出することとし、必ず電話にて受信を確認すること。
- (2) 提出期限 令和 8 年 4 月 15 日（水） 16 時 00 分まで（必着）  
※提出期限を過ぎた質問、Eメール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。
- (3) 提出先 瀬戸内市 成長戦略部 産業戦略課 sangyou@city.setouchi.lg.jp
- (4) 回答期限 令和 8 年 4 月 20 日（月）
- (5) 回答方法 市ホームページに掲載し回答するものとする。

## 7. 参加申込

### (1) 申込方法

参加申込書（様式 1）に返信用封筒（110円切手貼付け）を添えて、持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

また、令和 7 年度における入札参加資格審査申請書を提出していない者については、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- ② 商号登記している個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）

- ③ 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- ④ 財務諸表（法人及び個人）
- ⑤ 法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、都道府県税（事業税及び都道府県民税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑥ 個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、都道府県税（事業税）及び市町村民税すべての納税証明書（未納がないことが確認できるもの）
- ⑦ 瀬戸内市暴力団排除条例に関する誓約書（様式2）

(2) 申込期間

令和8年4月27日（月） 16時00分（必着）

(3) 申込先

瀬戸内市 成長戦略部 産業戦略課  
〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1

(4) 参加資格の審査・審査結果の方法

参加申込者の参加資格を実施要領に基づき審査し、当該審査の完了後に審査結果を申込者全員に対して、参加資格審査結果通知書（様式3）により通知するものとする。

8. 企画提案書作成方法

(1) 提出書類の名称

瀬戸内市産業振興拠点施設管理運営業務公募型プロポーザル企画提案書

(2) 企画提案書様式・制限枚数

A4版縦横自由、両面カラー印刷、20ページ以内（表紙を含まない）、下部にページ番号を附し、A4版縦で印刷した場合は長辺を、A4版横で印刷した場合は短編をホチキス2ヶ所で綴じること。書類に使用する文字サイズは、10ポイント以上を基本とする。但し、やむを得ず部分的に小さな文字サイズを使用することは可とする。

(3) 提出部数

- ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届（様式6） 原本1部
- ② 業務実施体制各種調書及び企画提案書等 10部
  - ア 会社概要（様式7）
  - イ 業務実績調書（様式8）
  - ウ 業務実施体制調書（様式9）
  - エ 業務統括責任者等の実績等調書（様式10）
  - オ 再委託調書（様式11） ※再委託する場合のみ
  - カ 企画提案書（任意様式）
  - キ 参考見積書（様式12）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。ただし、郵送で提出する場合は、受取日時及び配達されたこ

とが証明できる方法とすること。

(5) 提出期限

令和8年5月8日（金） 16時00分（必着）

(6) 提出先

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張300-1  
瀬戸内市 成長戦略部 産業戦略課

(7) 業務の要件

- ① 施設整備に地域未来交付金を活用していることから、施設の整備目的を理解し、先導性（「自立性」「官民協働」「地域間連携」「政策間連携」「デジタル社会の形成への寄与」）が実現できる管理運営となること。
- ② 近隣の居住環境や交通事情に配慮した上で、近隣の公共施設等の利活用も含め、施設の有する機能を十分に発揮する管理運営となること。

(8) 企画提案を求めるポイント等

瀬戸内市産業振興拠点施設管理運営業務特記仕様書の内容を踏まえ、次のテーマA～Dに関する提案を求める。

【テーマ】

A 先導性（自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携、デジタル社会の形成への寄与）の要素を取り入れた管理運営についての考え方

- ・施設を利活用した収入確保や事業により見込まれる経済効果、公益性の向上（自立性）
- ・施設の入居団体との連携や政策分野のまたがる事業が可能な環境づくり（官民協働、地域間連携、政策間連携）
- ・施設運営の省力化、省コスト化や利用者の利便性向上を実現するデジタル技術の活用策（デジタル社会の形成への寄与）

B 施設の認知度向上及び集客力強化に向けた管理運営についての考え方

- ・事業者や就労者だけでなく、地域住民が気軽に利用可能な施設として、にぎわいや交流が図れる空間の形成やイベント等の実施
- ・客層に応じた効果的なプロモーションや情報発信の手法
- ・利用者の定着に向けた施設の管理運営体制

C 若者世代の地域定着に向けた施設活用についての考え方

- ・進学・就職時の市外流出の抑制、U I J ターンの促進に向けた施設の活用策
- ・地元の学生が施設の日常利用しやすい仕掛けづくり
- ・都市部にある類似施設との差別化、郊外にある立地環境を活かした取組に必要な体制の整備

D その他独自の提案

施設の管理運営に当たり、テーマA～C以外の項目について、施設の目的に沿った、ふさわしい提案があれば記載すること。

(9) 留意事項

- ア 企画提案書は1者1提案とする。
- イ 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。

9. 審査方法

(1) 審査の方法

提出された業務実施体制各種調書及び企画提案書等の書類審査並びに企画提案等についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、下記(3)アからエで示す審査基準に基づき総合審査を行う。

ただし、提案者が多数となった場合は、書類審査によりプレゼンテーション及びヒアリングを依頼する業者(4者程度)を選考し、通知するものとする。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、対面方式を基本とする。

ア 時間配分

提案者の説明時間を20分以内、質疑応答を20分程度とし、順次個別に行う。

イ 説明用機材

説明に際して、プロジェクター及びスクリーン等については用意するが、パソコン等の機材については各提案者が用意するものとする。

ウ 参加人数・発言者

会場への入室は3名までとし、発言者は参加者であれば制限しない。

エ その他

上記8(3)に定められた企画提案書等以外の資料は使用できない。

(3) 審査項目及び配点

プロポーザル審査は、以下の審査項目及び配点に基づき審査を行う。

ア 実施体制・担当者の配置・業務実績	20/100点
イ 企画提案の内容	50/100点
ウ 参考見積価格	10/100点
エ プレゼンテーション及びヒアリングの内容	20/100点

(4) 候補者特定手順

候補者は、審査の評点の合計点が60点を超え、かつ最も高い者とする。この場合において、合計点が最も高い者が2者以上あるときは、審査委員会において採決して定める。

※提案者が1者の場合は、審査を行い、審査委員会が候補者特定の可否を採決して定める。

(5) 審査結果の通知

審査結果はプロポーザル審査結果通知書(様式4)により通知するものとする。

## 10. 日程

公示	令和 8年 4月 3日 (金)	
質問受付締切	令和 8年 4月 15日 (水)	16時
質問回答期限	令和 8年 4月 20日 (月)	
参加申込書受付締切	令和 8年 4月 27日 (月)	16時
参加資格の審査・審査結果の通知	令和 8年 5月 1日 (金)	
企画提案書等受付締切	令和 8年 5月 8日 (金)	16時
書類審査 (提案者多数の場合)	令和 8年 5月 12日 (火)	
プレゼンテーション及びヒアリング	令和 8年 5月 19日 (火)	
結果通知の送付	令和 8年 5月 25日 (月)	
契約締結	令和 8年 6月 上旬	
業務開始	契約締結の日	

## 11. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された企画提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 「8. 企画提案書作成方法」及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (2) 企画提案書等提出期限後に参考見積書の金額に訂正を行ったもの。
- (3) プレゼンテーション等に出席しなかったもの。ただし、プレゼンテーション等の実施を取りやめた場合はこの限りではない。
- (4) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (5) 参考見積書の金額が、予算額を超過したものの。

## 12. 契約

候補者決定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続を行うものとする。なお、その際には、決定された者はあらためて見積書を提出するものとする。また、契約締結の際、瀬戸内市契約規則第33条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

## 13. その他

- (1) 提出書類は返却しない。ただし、市は、提出書類を提出者に無断で他の業務に使用しない。
- (2) 瀬戸内市情報公開条例に基づく開示請求があった場合、本プロポーザルに関する全ての文書 (市作成文書及び参加者提出文書) は、原則として開示の対象文書となる。ただし、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合があるため、この情報に該当すると考える部分がある

場合には、あらかじめ文書により申し出ること。なお、本プロポーザルの候補者特定前において、特定に影響が出るおそれがある情報については特定後の開示とする。

- (3) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効にするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (5) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 業務実施体制各種調書に記載した配置予定の担当者は、原則として変更できないものとする。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、瀬戸内市と協議のうえ決定するものとする。
- (7) 参加者は、候補者特定までの間に、4. 参加資格に定める要件を満たさなくなった場合は、その参加資格を失うものとする。

#### 1 4. 担当部署（提出・問い合わせ先）

〒701-4292 岡山県瀬戸内市邑久町尾張 300-1

瀬戸内市 成長戦略部 産業戦略課 担当：本山（もとやま）

TEL：0869-22-1284

FAX：0869-22-3965

E-mail：sangyou@city.setouchi.lg.jp